

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の御案内

～児童養護施設等を退所する方や里親等から自立する方が対象です～

大学等への進学や就職のために児童養護施設等を退所した後の安定した生活基盤をつくるために必要な資金を貸付け、自立の促進を図ることを目的とします。また、児童養護施設等に入所中に就職するために必要な資格の取得にかかる費用を貸付します。

貸付終了後、一定期間就業した場合は、全額又は一部返還が免除されます。

◎貸付制度の概要

種類	対象者	期間	貸付額	返還免除※
生活支援費	児童養護施設等退所者又は里親等委託解除者のうち保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者	大学等の正規修学年数	月額5万円以内 (千円未満切捨)	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除
家賃支援費	児童養護施設等退所者又は里親等委託解除者のうち保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者又は就職している者 就職者には平成26年4月以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等委託を解除された者を含む	(進学者) 大学等の正規修学年数 (就職者) 施設退所等から2年を限度とする就労期間	1ヶ月あたりの家賃相当額(居住する地域の生活保護制度の住宅扶助額を上限) 静岡市：39,000円 浜松市：37,700円 沼津市、熱海市、伊東市、三島市及び富士市：37,000円 上記以外の県内市町37,200円	(進学者) 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除 (就職者) 就職した日から5年間就業を継続した場合は、全額免除
資格取得支援費	児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者で、就職に必要な資格の取得を希望する者 児童養護施設等の退所後又は里親等委託解除後の4年以内で大学等に在学する者を含む	資格取得後	資格取得に要した費用の実費とし、25万円を上限 (千円未満切捨)	就職した日から2年間就業を継続した場合は、全額免除

※ 就業期間中に、本人の責によらない事由により就業が継続できなくなった場合は、全額返還免除になります。

※ 就業期間が上記の返還免除期間に満たない場合でも、一部返還が免除されることがあります。

- 利 子：無利子
- 連帯保証人：原則、成年者で独立の生計を営む者を1名立ててください。
ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。
- 実施主体：静岡県社会福祉協議会
- 申込方法：申請書に必要書類を添えて静岡県社会福祉協議会に提出してください。